

一般社団法人東京経営者協会 会員事業者 殿

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

事業所防災リーダーの登録について (依頼)

平素より、東京都の帰宅困難者対策にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
東京都では、下記のとおり、本年 3 月 11 日から「事業所防災リーダー制度」の運用を開始いたしました。事業者の皆様におかれましては、各事業所における防災力向上という本制度の目的に鑑み、東京都内に所在する事業所 (本社を含む) について、事業所防災リーダーのご選任・ご登録をお願いいたします。

記

1 制度目的

東京都が各事業所と直接つながって情報提供等を行うことにより、東京都内の各事業所における従業員等の安全確保等の防災対策を推進・向上させること

2 制度概要

- (1) 平時は東京都から事業所防災リーダーに防災コンテンツ等を配信し、自らの従業員等を守るための防災人材の育成をサポート
- (2) 事業所防災リーダーは、都からの防災対策等の情報の受け手として登録いただき、お送りする情報を基に平時には事業所内の従業員等の安全を確保するための備えを実施、発災時には従業員等に対する災害情報等の速やかな伝達が可能となるもの
- (3) 事業所防災リーダーは、事業所外部の都民等に向けた特別な対応を要請するものではなく、従業員等の安全を守るなどの基本的な事業所の防災対策について、東京都が情報提供等により支援する制度
- (4) 登録の際に公表可としていただいた登録企業は、都のホームページにて紹介

3 登録

本社等を含む都内の事業所ごとに、1 名または複数の事業所防災リーダーを登録

※都内に複数の事業所がある場合は、なるべくすべてにリーダー登録を推奨していただきたいですが、まずは本社等の主要な事業所の登録をお願いいたします。

4 その他

詳細については別紙 (リーフレット) をご参照ください。

<問合せ先>

東京都総務局総合防災部防災管理課
電話 : 03-5388-2529・2485